

【問46】

問四十六 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかな。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第二十二條により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第八條により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

【問47】

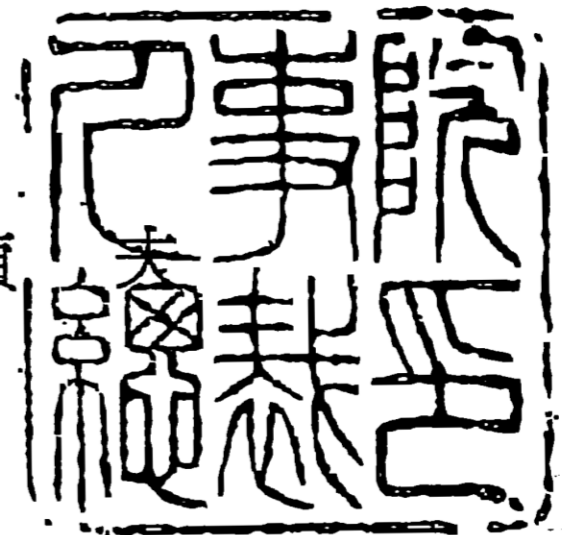
問四十七 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認められたのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第八十一條の五年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。

昭和54年8月9日

総理府総務長官 三原朝雄 殿

人事院総裁 藤井 貞



国家公務員の定年制度について

(略)

2 定年制度の内容等

定年制度が実施される場合には、次の内容によることが適当であると考えられる。

(1) 適用範囲

定年制度は、適正な新陳代謝の促進を図るとともに、計画的な安定した人事管理の確保等を目的とするものである。任期を定めて又は臨時的に任用される職員を除く一般職に属する常勤の職員に適用するものとする。ただし、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規定するところによるものとする。

(略)

(4) 勤務延長及び再任用

(略)

法令 > 関係法令 > 国家公務員関係法令等 >

定年制度の運用について

(昭和59年7月2日任企一219)

(人事院事務総長発)

最終改正：令和元年5月17日事企法一16

標記について、下記のとおり定めたので、通知します。

記

定年退職関係

- 1 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第81条の2第1項の別段の定めに当たるものとしては、検察庁法（昭和22年法律第61号）第22条の規定がある。

人事院通知発出先（抜粋）
（令和元年5月17日）

⋮

- 総務事務次官殿
- 公害等調整委員会事務局長殿
- 消防庁長官殿
- 法務事務次官殿
- 出入国在留管理庁長官殿
- 公安審査委員会事務局長殿
- 公安調査庁長官殿
- 外務事務次官殿
- 財務事務次官殿
- 国税庁長官殿
- 文部科学事務次官殿

（以下、略）

検事長の勤務延長の違法の立証 (法令解釈ルールの当てはめ)

法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、
- ② 立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては**全体の整合性を保つ**ことにも留意して

論理的に確定されるべきもの (略)

仮に、政府において、法令解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の法令解釈ひいては法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない

国公法「**法律に別段の定めのある場合を除き**」の解釈は、

「**検察官を勤務延長を含む定年制度から除外する**」との趣旨のため規定された文言
(想定問46,47、S56国会答弁)

人事院見解に基づき内閣が検察官を除外して立案、国会が議決
(**検察官の職務・責任の特殊性**)

『S59年人事院通知、検察官の退職辞令の規定、教特法との整合性』等々

➡ 論理的には「**検察官に勤務延長は適用除外(違法)**」とのみ解釈可能

➡ 黒川検事長の勤務延長は**便宜的、意図的な解釈変更**そのもの

政府の法令解釈のみならず、法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれる事態

検察官には国公法の勤務延長制度の適用が除外されているとの従前の解釈を適用可能と変更することが至当であるとの結論が得られた理由について

法令の解釈というのは、

- (1) 当該法令の規定の文言 …… 国公法の勤務延長を含む定年制度に関する条文（81条の2、81条の3、附則13条）及び検察庁法の定年制度に関する条文（22条、25条、32条の2）の文言。⇒ 検察官の退職（退官）に関して国公法の特例となっているのは、定年年齢と退職時期である。なお、検察庁法には国公法81条の3の適用を排除する規定はない。
- (2) 趣旨 …… 検察官に勤務延長を含む定年制度には適用除外であると解釈されていたが、そのように解釈した過程や理由は必ずしも明らかではない。また、勤務延長制度の趣旨は検察官にも等しく及ぶべきものである。
- (3) 等

に即しつつ、

- (3) 立案者の意図 …… 当時の関係の文書を探したが、勤務延長を含む定年制度は検察官には適用除外であると解釈した過程や理由が必ずしもつまびらかではない。
- (4) 立案の背景となる社会情勢 …… 当時の関係の文書を探したが、勤務延長を含む定年制度は検察官には適用除外とする立案に至った過程や理由は必ずしもつまびらかではないが、現在と立法当時では、犯罪の手口、犯罪の種類が大きく変化しているところである。（なお、個別具体の手口、種類は具体的な事案及び捜査手法に関わるので説明できない）
- (5) 等

を考慮し、

また、

- (6) 議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して …… 国公法に勤務延長を含む定年制度が導入されて以降の国会会議録等を探したが、勤務延長を含む定年制度は検察官には適用除外であるとの

解釈を示すもの等は確認できなかった

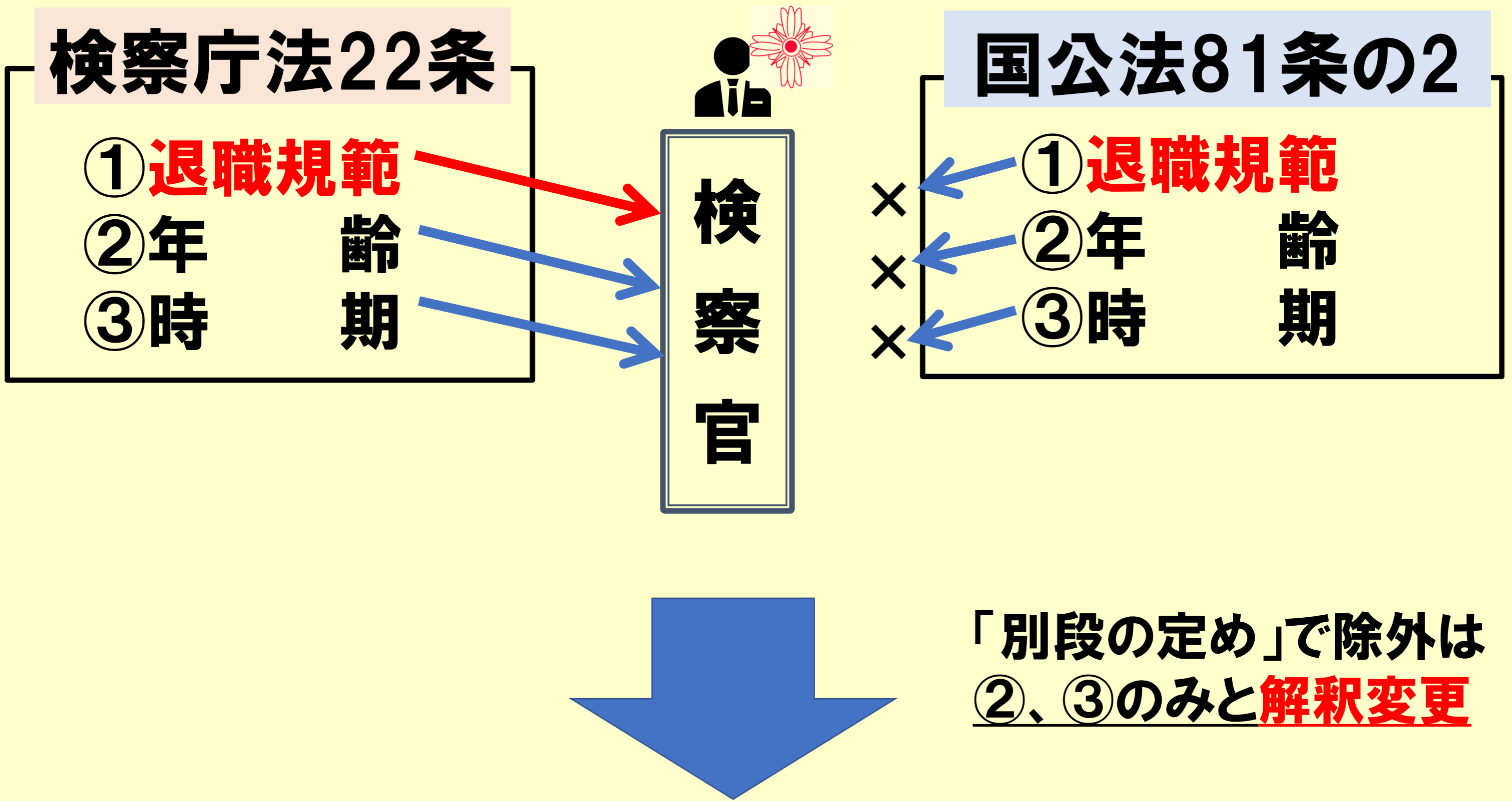
論理的に確定されるべきものであり、政府による法令の解釈は、このような考え方に基づきそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるような性質のものではないと考えている。

※ 「諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請」・・・犯罪の性質が複雑困難化しており、すなわち、犯罪の手口、犯罪の種類が大きく変化しており、これに伴って、新たな捜査手法も求められているところであり、勤務延長制度の検察官への適用が必要となっている。

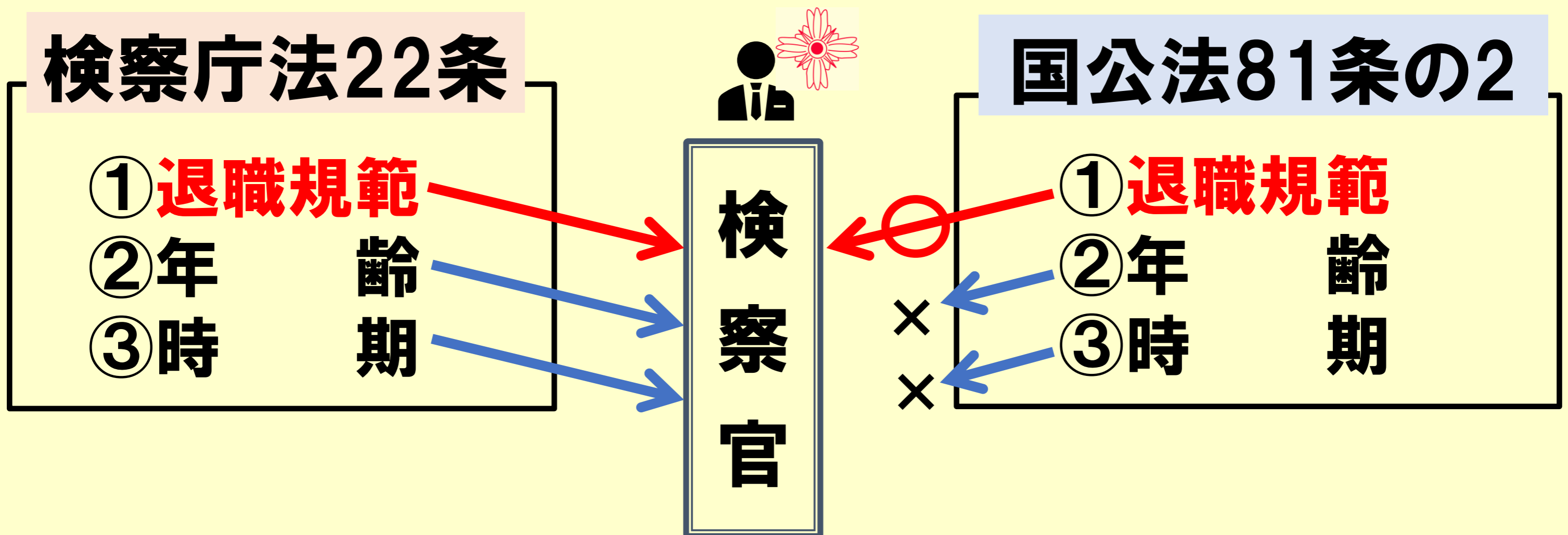
ただ、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えている。

仮に、政府において法令解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の法令解釈、ひいては法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。

昭和56年当時



1/24 解釈変更後



※ 国公法81条の3の勤務延長の利用には
81条の2の退職規範で退官する必要がある

検察官を定年で退官（退職）させる規範が規定された法律の条文について

- (1) 検察庁法 22 条は、検察官の定年退職について、一般法である国家公務員法 81 条の 2 との関係においては、定年年齢と退職時期のみの特例となっている。すなわち、国公法 8 1 条の 2 の「別段の定め」とはこれら二事項に尽きるものである。
- (2) なぜならば、一定の年齢に達したときに公務員が退職するという内容については、国家公務員法 8 1 条の 2 と検察庁法 2 2 条は同じ事項を定めているのであり、両条文において法理として相異なる事項としてあるものは上記二事項のみであるからである。
- (3) 従って、定年に達した検察官を義務として退職させる規範（「辞めさせる規範」）については、検察庁法 2 2 条は国公法 8 1 条の 2 との関係においては、特例となっていない。

検察庁法 2 2 条の「辞めさせる規範」は国公法の定年制度創設後も、規範として存在し、現に運用されていたものである。
- (4) 他方、上記(1)、(2)の理解に基づき、今般、国公法の 8 1 条の 2 の「辞めさせる規範」が検察官にも及ぶというふうに解釈を変更したところ。
- (5) 従って、解釈変更後においては、定年に達した検察官は、検察庁法 2 2 条の「辞めさせる規範」と国公法 8 1 条の 2 の「辞めさせる規範」の双方を義務として受けて退職することとなる。
- (6) なお、国公法の定年制度創設以降、解釈変更がなされるまでは、国公法 81 条の 2 の「辞めさせる規範」は法規範として検察官には及んではいなかった。よって、当然、当該規範は検察官に対しては制度として運用もされていなかった。

すなわち、解釈変更がなされる前は、国公法 8 1 条の 2 の「別段の定め」とは上記の二事項及び検察庁法 2 2 条の「辞めさせる規範」の三つの事項と考え

ていたものであるが、上記(3)にあるように、解釈変更以降は、検察庁法22条の「辞めさせる規範」は国公法81条の2との関係において特例ではなく、国公法81条の2「別段の定め」によって国公法81条の2の「辞めさせる規範」は排除されていないと認識しているところである。

※ 下線部分が 2020/02/27 の確認事項からの追記箇所（趣旨は 02/27 と同じ）

以上

教特法第8条第2項の規範の趣旨について

- 平成11年の新再任用制度の導入に係る教特法の改正に関する内閣法制局説明資料にある「教特法第8条第2項は、国公法の定年制度全体の特例として、①停年年齢に達したことにより退職するという停年の効果、②停年年齢、特例停年の設定その他の事項について大学管理機関に委ねることを規定したものと位置付けられた。」との趣旨は、教特法第8条第2項は、一定の年齢に達した大学教員を義務として退職させる規範、停年年齢を規律する規範及び定年退職時期を規律する規範を定めたものであり、国公法第81条の2におけるこれらの規範は大学教員には適用除外されているという趣旨を含むものである。

なお、国公法第81条の2にある「別段の定め」とはこれら三つの規範を含むものである。

- このことは、同資料の「現在においても、昭和56年当時の整理を踏襲し、大学教員については、国公法上の定年規定により定年退職するものではなく、教特法の規定により停年退職することとして整理されている。」との記述にあるとおりである。

以上

人事異動通知書

<p>(氏名)</p> <p>[Redacted]</p>	<p>(現官職)</p> <p>副 検 事</p>
<p>(異動内容)</p> <p>検察庁法第22条の規定により令和2年[Redacted]月[Redacted]日限り <u>定年退官</u> 退職手当として金[Redacted]円を支給する (国家公務員退職手当法第5条第1項, 同条第3項, 第6 条の4第1項)</p>	
<p>令和2年[Redacted]月[Redacted]日</p> <p>任命権者 法務大臣 [Redacted]</p> <p>[Redacted] [Redacted]</p>	



文部科学省
人事異動通知書

<p>(氏名)</p> <p>██████████</p>	<p>(現官職)</p> <p>文部科学教官研究職 ■ 級 (██████████)</p>
<p>(異動内容)</p> <p><u>国家公務員法第81条の2第1項及び教育公務員特例法</u> <u>第8条の2第1項の規定により</u> <u>平成15年3月31日限り定年退職</u></p>	
<p>平成15年 3月31日</p> <p>任命権者 文部科学大臣 遠山敦子</p>	

件名・細目詳細

[前の画面へ戻る](#)[件名/細目一覧へ](#)

件名	<p>検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由</p> <p>行政文書 内閣官房 内閣総務官室関係 閣議・事務次官</p>
階層	<p>等会議資料 芦田内閣閣議書類(その2)昭和23年4月2日～昭和23年4月30日</p>
請求番号	平14内閣00034100
件名番号	111
保存場所	本館-4E-036-00
作成部局	内閣官房内閣参事官室
年月日	昭和23年04月26日
受入方法	移管
媒体の種別	紙
利用制限区分	公開
画像データ	<p style="text-align: center;">閲覧</p> <hr/> <p style="text-align: center;">画像一括ダウンロード</p>
関連事項	法律案件

検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由 (第三三三番)

一 日本國憲法及び裁判所法等が實地に於いて司法權の完全な獨立を確保せん、裁判官の地位が充分に保障されるに至った結果、「裁判官の報酬等の應得の待遇に関する法律」について裁判官は一般の行政官吏に比べて特に厚い待遇が與へられるという理念が明示されたのである。

然るに、裁判制度が公正な法律に運営されるためには、裁判の前提である檢察の制度が確立され、檢察官の地位と職務の公正の原則に即してこれに依らねばならぬことは、申すまでもないことである。これが爲め、檢察官は裁判官と同様に、その身分を保障される(檢察廳法律第二十五條)方面に於いて、一般行政官吏よりも、層層發給任用資格の制限(同法第一八條乃至第二〇條)や懲戒審査(同法第二三條)を受けると共に、司法大臣と雖も、個々の事件の取調又は處分については、一般の檢察官に同じく直接指揮することゝ定められ(同法第一四條)て居るのである。

然るに檢察官の職務は、「公訴官」として法律に定むる罪を斷し、進歩的の起訴、不起訴の處分を行ふものであり、(同法第四條)この職務から見れば、檢察官は形式的に行政官であるにも拘らず、實質的には一般の行政官吏と異なる性格を持ち、「準司法官」といはねばならぬのである。(後掲米國判例參照)

加之、檢察官は檢察廳長、次長、檢事、檢事長、檢事及び副檢事の五種類の官に分れて居り、(同法第二條)檢察官の大多數を占める檢事には、檢察制度の海峽上、檢察廳事務

を執行するに於いて、地方檢察廳の檢事正、高等檢察廳又は地方檢察廳の次長檢事及び次長、高等檢察廳の上層檢察官等特別な職權が與へられて居るが、相互の檢察官は互に分れて獨立して國家機關となり、一般の行政官廳が官の下に數人の局長を置き、各局長の下に更に數人の課長があるように「三三三制」型に組織されて居るのとは、全く趣き異にして居るのである。

二 檢察官が「準司法官」として、以上の如き形態と職務を受け、特殊な法律體裁を維持して居る點から見れば、檢察官は公務員法で一般職に包含されて居るわけではなく、その法律發給待遇について、一般の行政官吏と異なる特別の措置を定むる必要があり、同時に、檢察官の待遇について、「特別職」である裁判官に準ずるものとして、法律で更に特別の待遇を定むる(同法第一條)必要があるといはねばならぬ。これが公務員法の附則に檢察官の特例を設けた理由である。

三 尚、數卷の米國の例を附言すれば、米國も檢察官は特別の職と觀念され居り、違邦に於ては、檢事の職務及び身分等が法律で特別に定められて居り、一般官吏と違つて居る「三三三制」型であり、之を以て「三三三制」型のものであると居る。吾國に於ては、同様のものがある。